

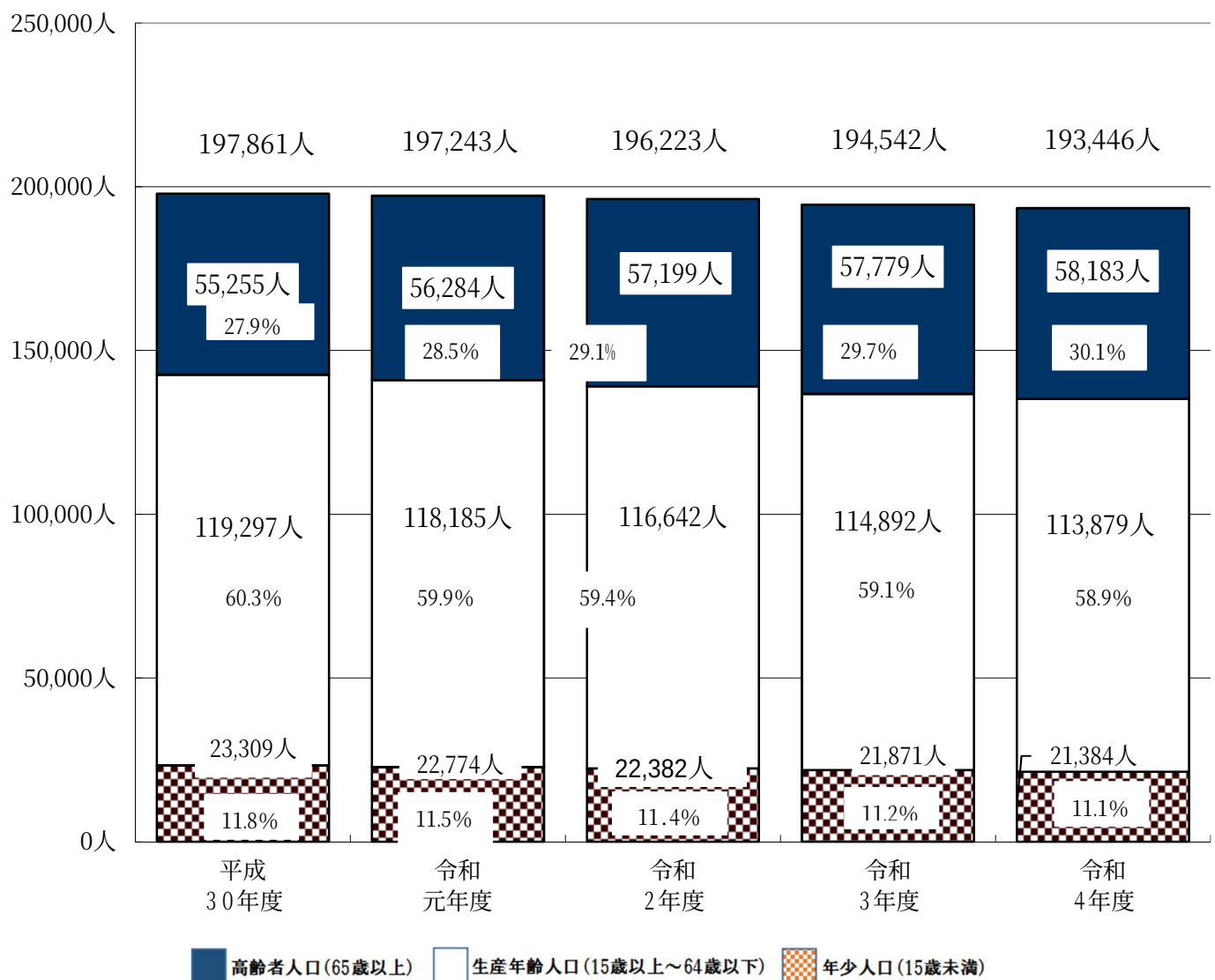
第2章 障がい者の現状と現行の法制度

1 人口の推移

本市の住民基本台帳人口の推移を見ると、総人口は、平成30年度から令和4年度までに4,415人の減（令和4年度総人口比の約2.3%減）と、年々減少しています。

また、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）それぞれの年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方、高齢者人口は更に増加しており、超高齢社会となっています。

グラフ1 年齢三区分別総人口の推移（住民基本台帳人口） 各年度4月1日現在

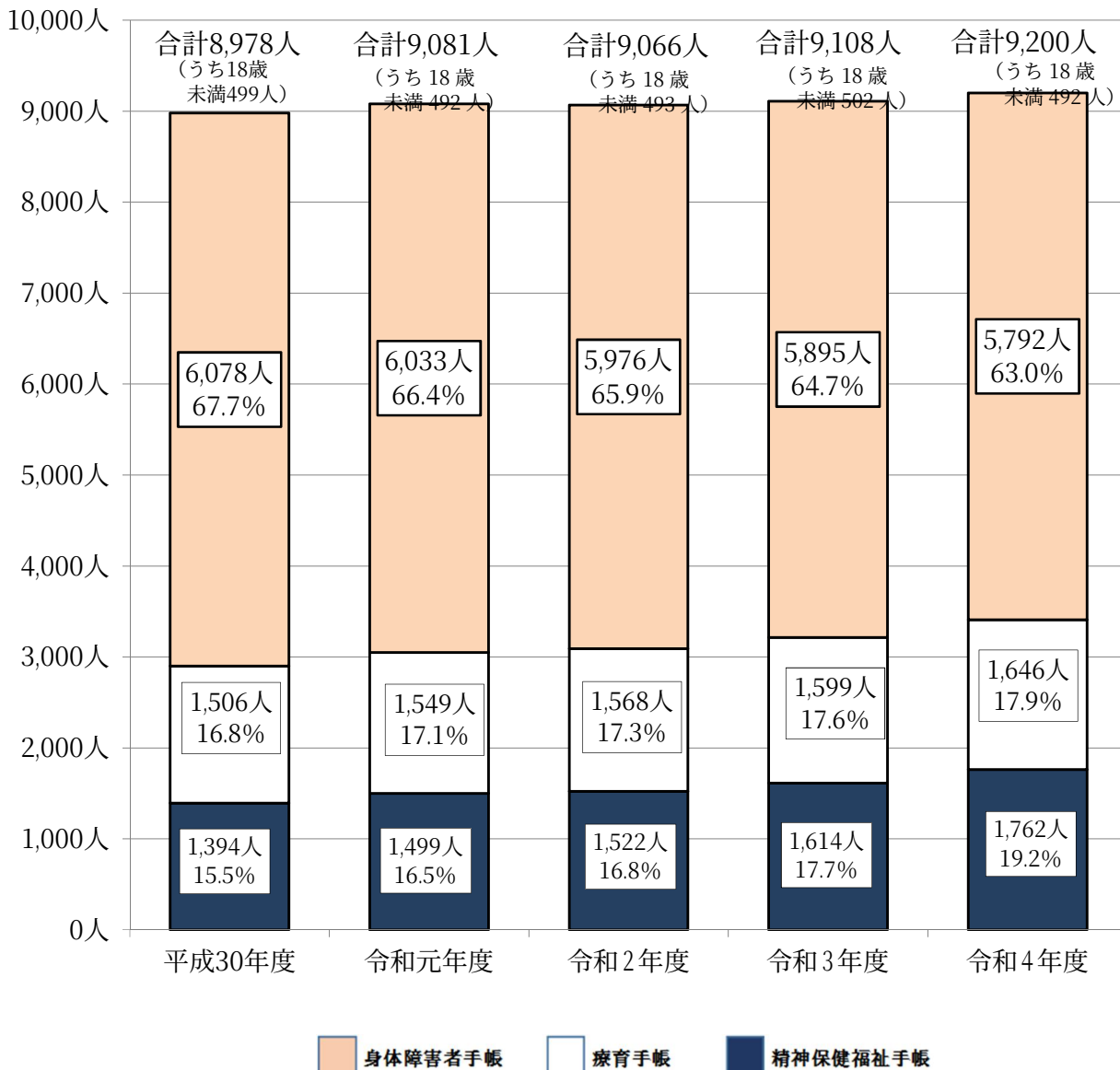


2 障がい者の推移

1 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、横ばい傾向にありながらも平成30年度と比較すると222人増加しています。また、手帳種別ごとの傾向を見てみると、身体障害者手帳所持者は全体の63%を占めていますが、ここ近年は減少傾向にあります。一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

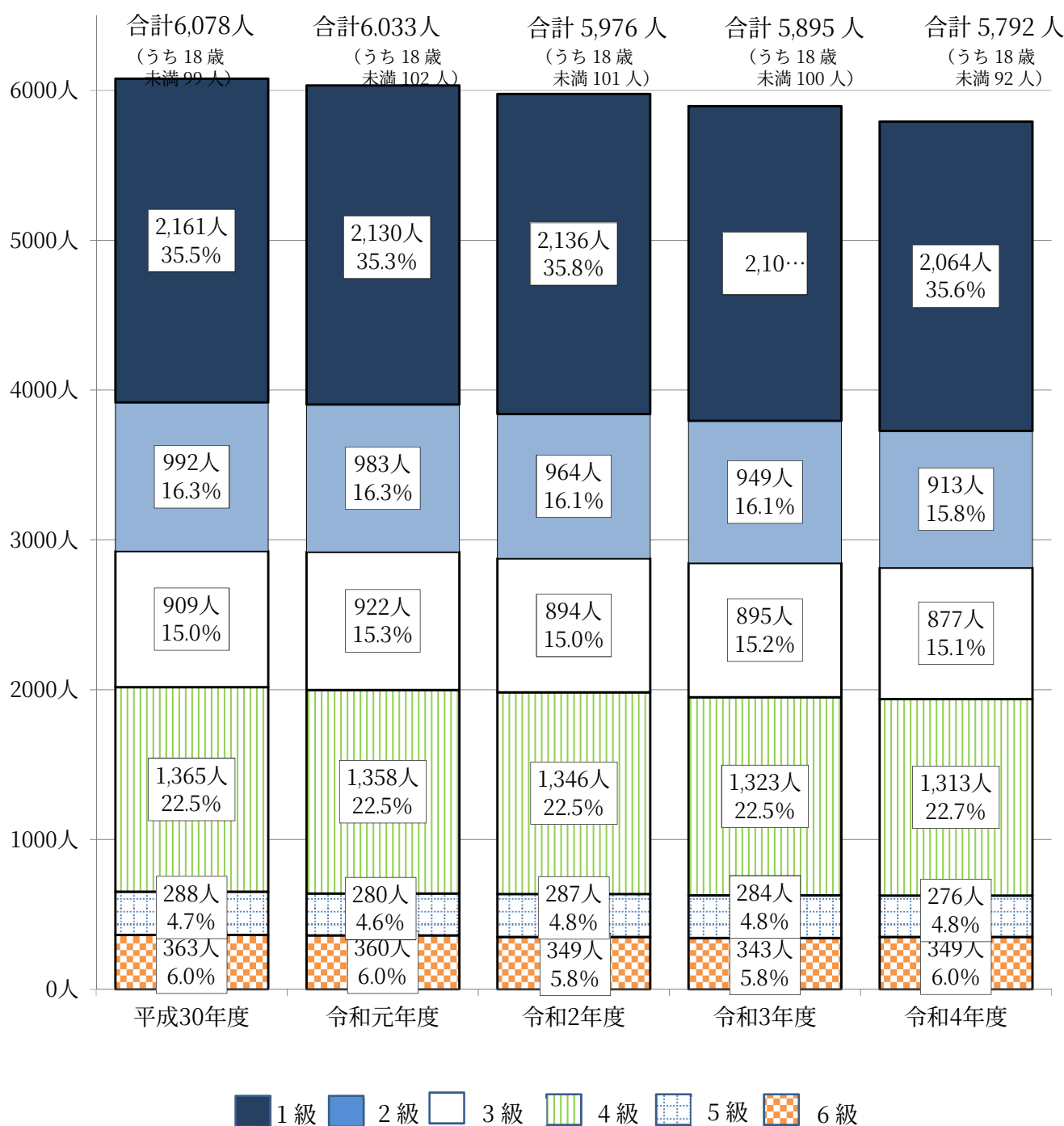
グラフ2 障害者手帳所持者の推移（種別） 各年度3月31日現在



2 身体障がい者の状況

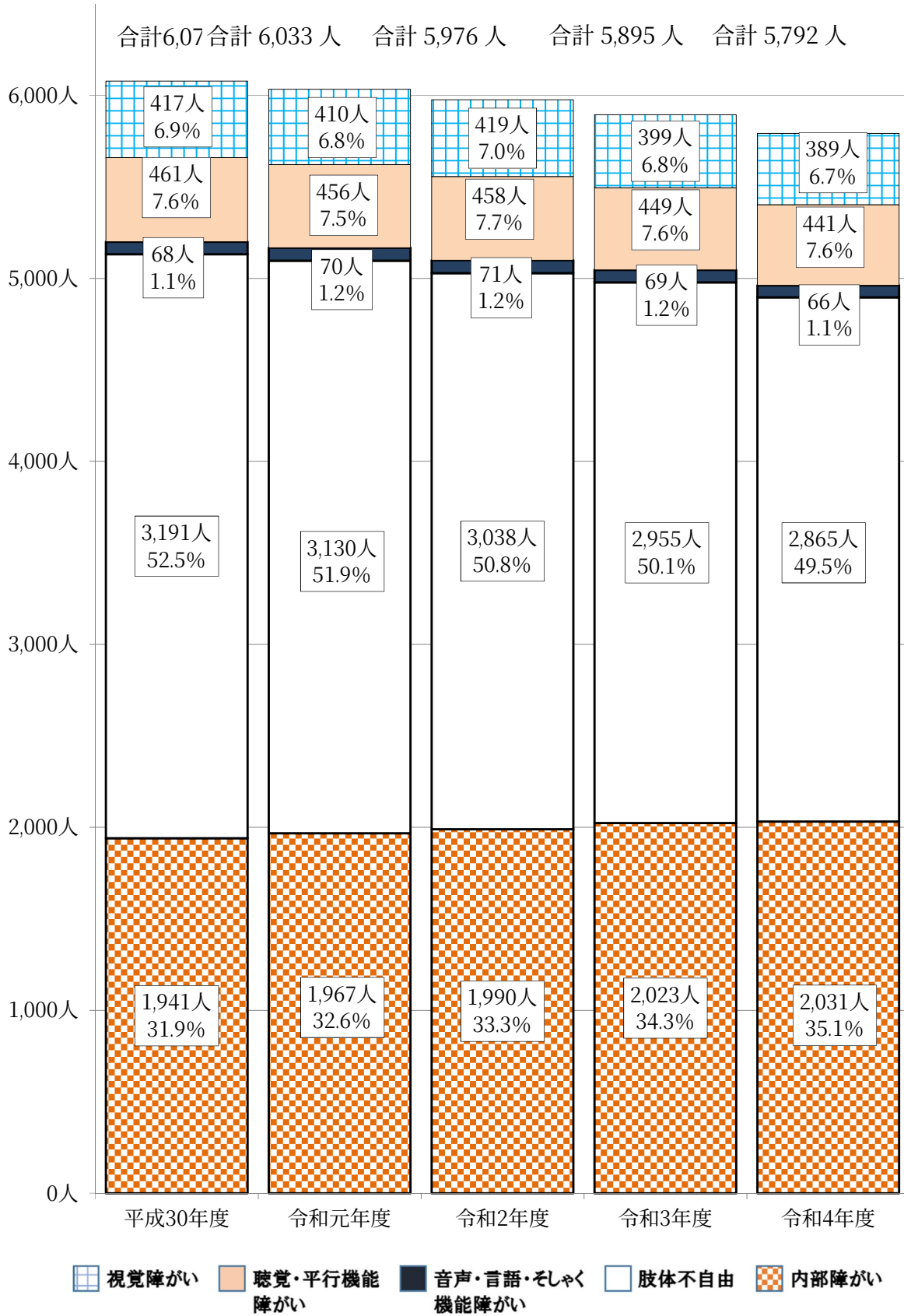
身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在で、5,792人です。平成30年度以降は減少傾向にあります。また、障がい者の等級別では、1・2級の重度者の占める割合は、50%台で推移しています。障がい種別（次ページ グラフ4）では、構成比で肢体不自由が約50%と最も多く、次に内部障がいとなっており、両障がいでは全体の80%超となっています。

グラフ3 身体障害者手帳所持者の推移（障がい等級別） 各年度3月31日現在



グラフ4 身体障害者手帳所持者の推移（障がい種類別）

各年度3月31日現在

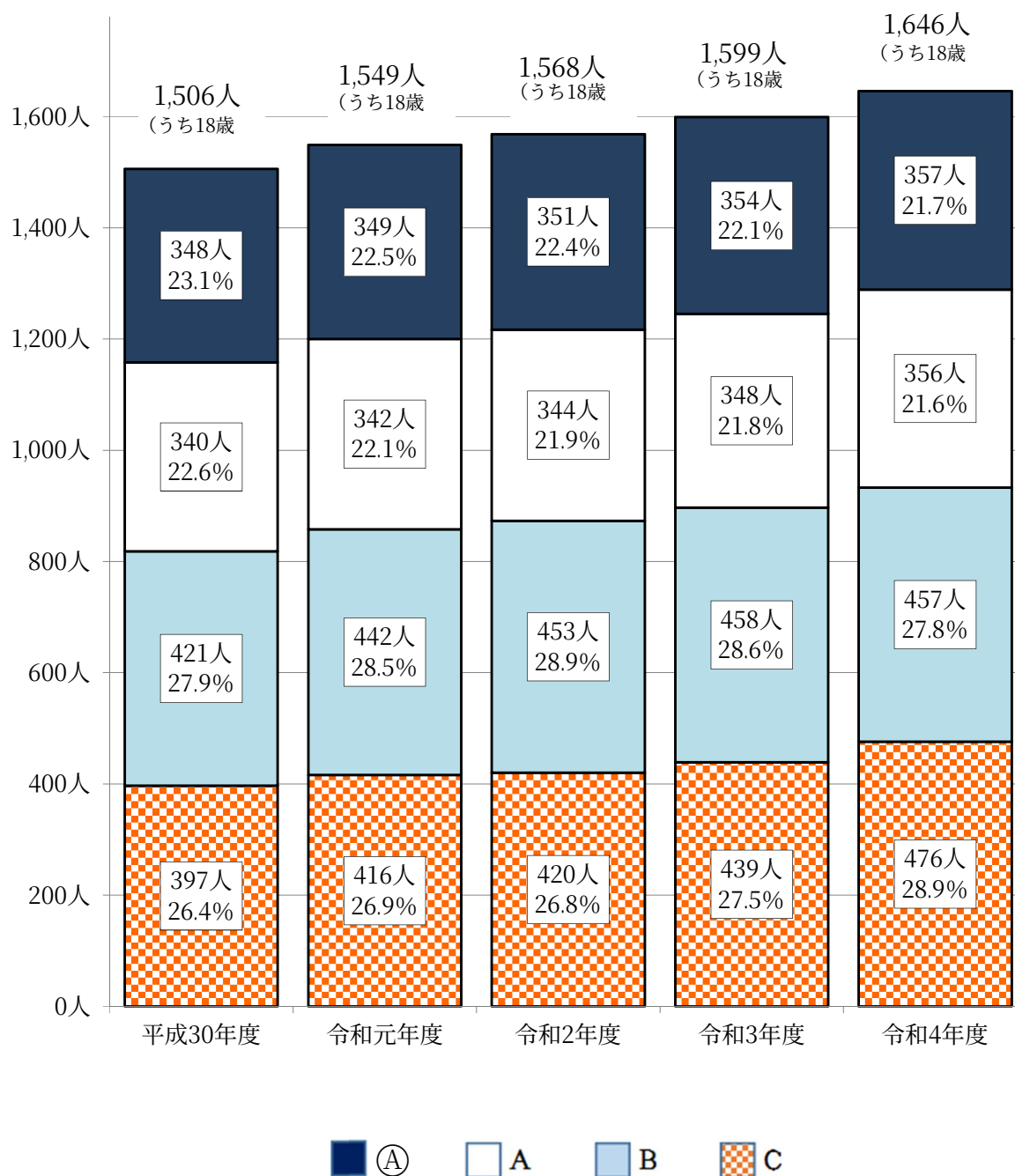


3 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、令和4年度末現在で1,646人となっており、平成30年度と比べると140人増加し、約1.09倍の増加率となっています。また、等級がCの軽度者が476人で、全体の28.9%と最も多く、増加率においても、軽度のCが1.20倍で最も高くなっています。

グラフ5 療育手帳所持者の推移

各年度3月31日現在

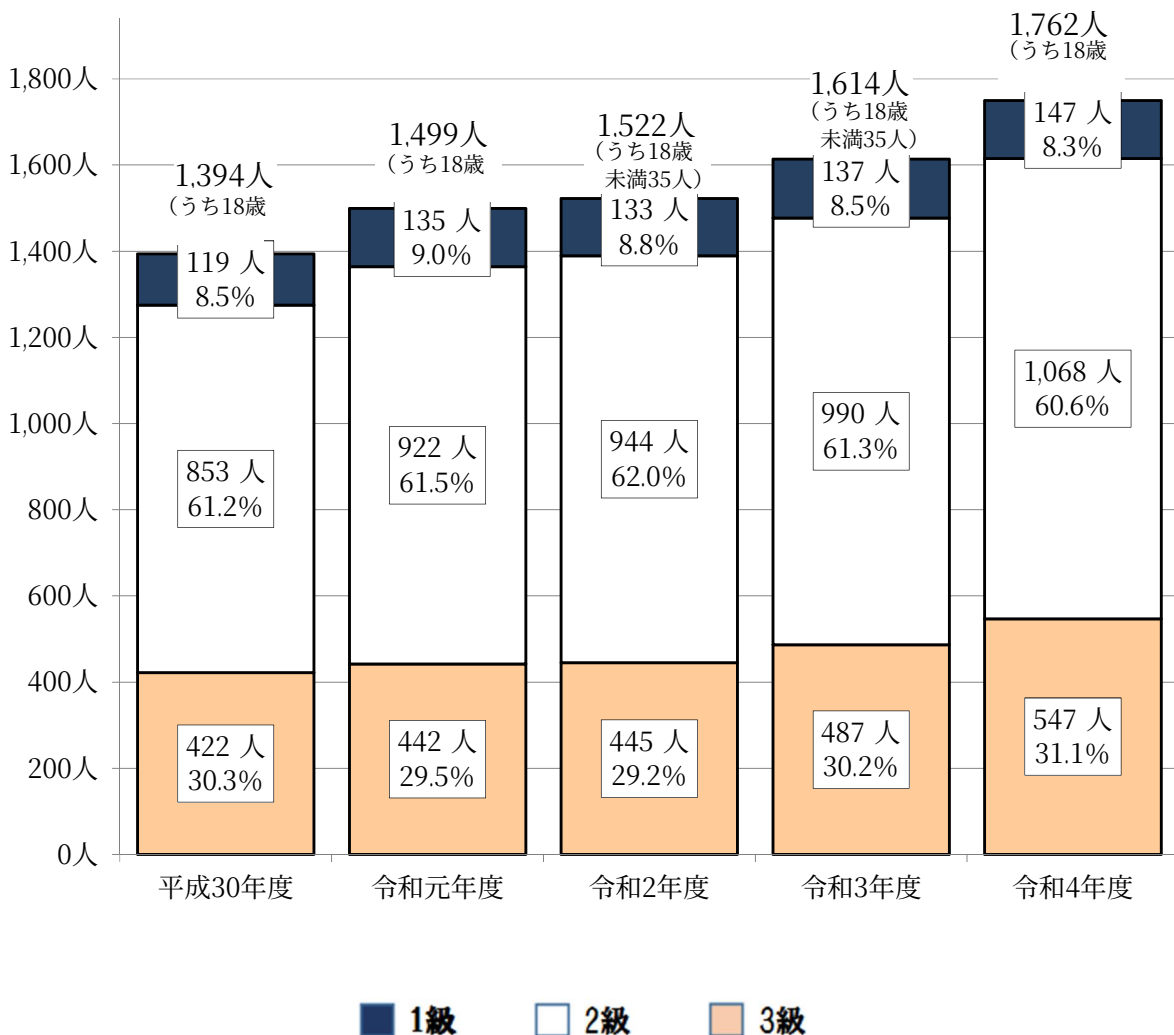


4 精神障がい者の状況

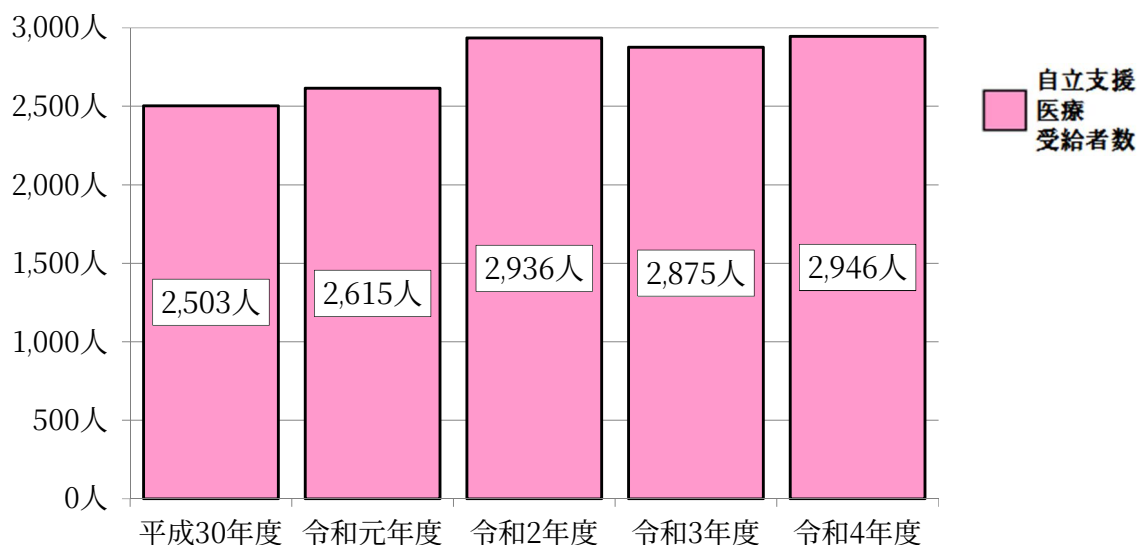
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末現在で 1,762人であり、平成30年度と比べると 368人と大幅に増加しています。これは、身体障害者手帳、療育手帳所持者と比較しても増加率が一番高く 1.26倍となっています。増加要因としては、うつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がり患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、そして就労の際の障がい者雇用枠の拡大など社会制度が整備されてきたことが考えられます。

また、自立支援医療（精神通院用）受給者数は、令和4年度末現在で 2,946人となっており、平成30年度と比べると 443人増加し、ここ数年、手帳所持者とともに高い増加率となっています。

グラフ6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 各年度3月31日現在



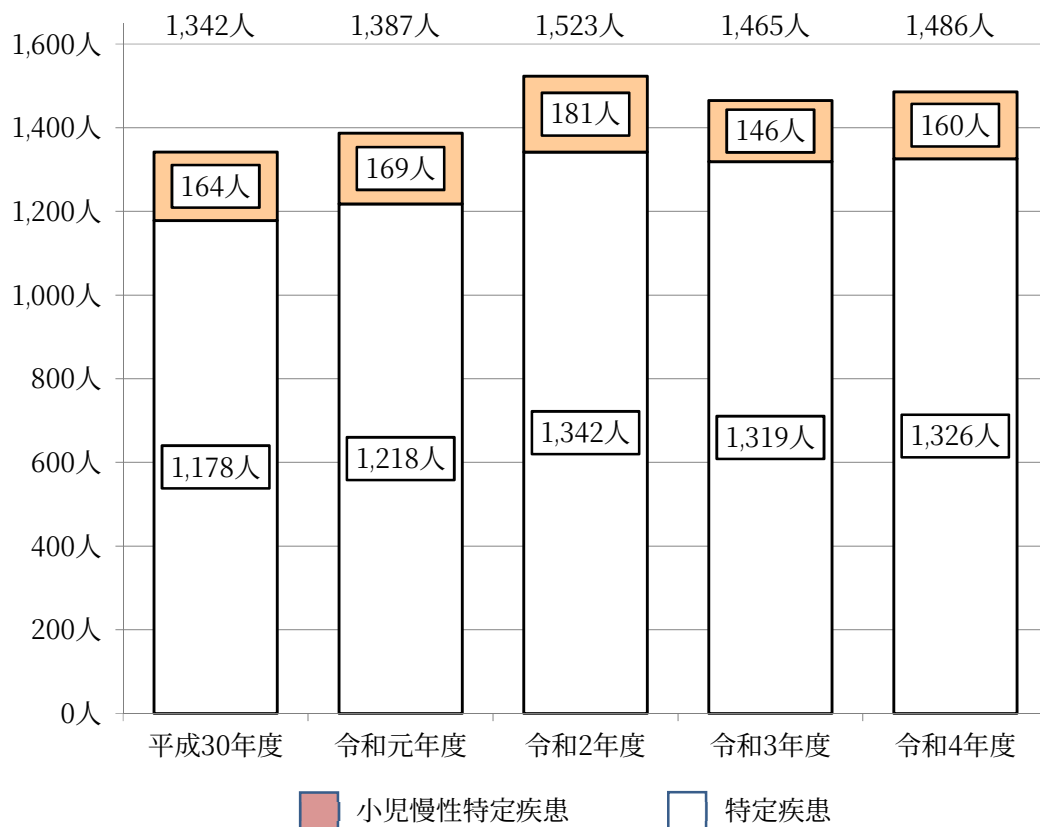
グラフ7 自立支援医療（精神通院用）受給者数の推移 各年度3月31日現在



5 難病患者の状況

難病患者の認定者数は、令和4年度末現在で、1,486人となっており、平成30年度以降、増加傾向となっています。

グラフ8 難病患者認定者数の推移 各年度3月31日現在



3 障がい者関係改正法令等

※ 各法令から抜粋しておりますので、この章中の「障害」は漢字表記とさせていただきます。

(1) 障害者総合支援法の改正

「障害者総合支援法」の改正(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律)が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。(ただし、「改正の概要」の2及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3及び5、6の一部は令和5年4月1日、4の一部は令和5年10月1日施行)

改正の趣旨	障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備等を推進する。
--------------	--

改正の概要	1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてデータベースに関する規定の整備 6. その他
--------------	---

(2) 精神保健福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は公布の日、令和5年4月1日等）に施行されます。

改正の趣旨	精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念に則り、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備する。
--------------	---

改正の概要	- 精神保健に関する相談支援体制の整備 - 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。 - 医療保護入院の見直し - 医療保護入院の入院期間、入院の期間の更新等 - 医療保護入院者等への退院促進措置 - 入院者訪問支援事業の創設 - 入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。 - 虐待防止に向けた取組の一層の推進 - 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置 - 精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備
--------------	---

(3) 児童福祉法の改正

「児童福祉法」の改正(児童福祉法の一部を改正する法律)が、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

改正の趣旨	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。
--------------	---

障害児等に関する改正の概要	1. 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。 2. 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
----------------------	--

（４）障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日以降に順次施行されています。今回の改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれています。

改正の概要	1. 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化 2. 週所定時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進 3. 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上
--------------	---

(5) 障害者差別解消法の改正

「障害者差別解消法（障害を理由とする差別解消の推進に関する法律）」の改正は、令和3年6月4日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

改正の趣旨	事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や事例の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする。
--------------	--

障害者差別解消法第6条の規定に基づき、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定め、障害者差別解消法の改正に伴い、令和5年3月14日に基本方針の改定も行われました。

基本方針に定められている事項	1. 障 害を理由とする差別の解 消 の推進に関する施策に関する基本的な方向 2. 行 政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解 消 するための措置に関する共通的な事項 ・法の対 象 範 囲 ・不当な差別的取 扱 い ・合理的配慮 3. 行 政機関等が講ずべき障 害を理由とする差別を解 消 するための措置に関する基本的な事項 ・行 政機関等の職 員 による取組を図るため、対 応 要 領 の策定 (地方公 共 団 体等は努力義務) 4. 事 業 者 が講ずべき障 害を理由とする差別を解 消 するための措置に関する基本的な事項 5. 国及び地方公 共 団 体による障 害を理由とする差別を解 消 するための支援措置の実施に関する基本的な事項 ・相談等の体制整備 ・啓発活動 ・情 報 の収 集、整 理、提 供 ・地域協議会 6. その他障 害を理由とする差別の解 消 の推進に関する施策に関する重 要 事 項
-----------------------	--

(6) 災害対策基本法の改正

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が、令和3年5月20日に施行されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考としている国作成の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されました。

改正の趣旨	指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接避難を促進し、要配慮者の支援を強化する。
主な改正内容	- 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示 - 指定福祉避難所を指定一般避難所と別けて指定し、公示する。 - 指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要避難者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に告示できる制度を創設 - 指定福祉避難所への直接避難の促進 - 地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。 - 避難所の感染症・熱中症・衛生環境対策 - 感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う。 - マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等、衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る。 - 一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う。

(7) 医療的ケア児支援法の施行

「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が、令和3年9月18日に施行されました。

基本理念	1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 3. 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援 4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策
主な改正内容	1. 国・地方公共団体による措置 ・医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ・相談体制の整備 ・情報共有の促進 ・広報啓発 ・支援を行う人材の確保 ・研究開発の推進 2. 保育所の設置者、学校の設置者等による措置 ・保育所における医療的ケアその他の支援 ・学校における医療的ケアその他の支援 3. 医療的ケア児支援センター ・医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。 ・医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う。

(8) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が、令和4年5月25日に施行されました。

目的	この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。
基本理念	障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とする事項 1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする。 2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする。 3. 障害者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする。 4. 高度情報通信ネットワーク利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）。

くに ちほうこうきょう 団体の責務	1. 国は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。 2. 地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務を有する。 3. 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、実施するものとする。
きほんてきしきく 基本的施策	1. 障害者による情報取得等に資する機器等の開発・普及及び利用方法の習得のための施策 2. 防災・防犯情報の習得及び緊急の通報を行なえるようにするための施策 3. 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 4. 障害者からの相談や障害者へ情報提供する際の障害の種別や程度に応じた配慮 5. 国民の関心・理解の増進を図るための広報活動・啓発活動 6. 調査研究の推進等

(9) 熊谷市手話言語条例

「熊谷市手話言語条例」は、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を進める本市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、地域で安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、平成29年4月1日に施行されています。

基本理念	手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外のものが、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。
市の責務、役割等	【責務】 市民及び事業者の手話への理解を深め、手話を利用しやすい環境にするための施策の推進 【県との連携・協力】 【方針の策定】 1. 手話への理解及び手話の普及の促進 2. 手話による情報の発信及び取得 3. 手話による意思疎通の支援 【手話を学ぶ機会の確保】 ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。



題名「ブラックボンダート」